

第4章  
茨木市いのち支える自殺対策計画  
(第2次)





## 第1節 前計画の評価と課題

本市では、自殺対策基本法(以下、「基本法」という。)における市町村自殺対策計画として、平成31年(2019年)3月に「茨木市いのち支える自殺対策計画(以下、「市自殺対策計画」という。)」を策定しました。

また、基本法を踏まえて策定された自殺総合対策大綱<sup>\*</sup>や大阪府自殺対策基本指針を踏まえ、市自殺対策計画を推進してきました。

市自殺対策計画では、基本的な考え方のもと、自殺対策の推進の基盤となる基本施策や本市の自殺の実態を踏まえた重点施策に取り組んできました。

### 基本的な考え方

- 1 生きることの包括的な支援として取り組む
- 2 関連施策と連携を強化して、総合的な対策を推進する
- 3 自殺対策の対応の段階に応じて、効果的な対策を推進する
- 4 こころの健康問題を市民一人ひとりの問題として取り組む
- 5 関係者の役割を明らかにし、関係者による連携・協働を推進する

### 基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### 重点施策

- 1 勤務問題にかかわる自殺対策の推進
- 2 高齢者の自殺対策の推進
- 3 生活困窮者支援と自殺対策の連動
- 4 こども・若者に関わる自殺対策の推進

### 庁内連携体制

基本施策・重点施策に基づいた関係各課の実施状況を把握し、取組の充実を図りました。

※自殺総合対策大綱:

平成19年(2007年)6月に初めての大綱が策定された後、一部改正や見直しが行われ、令和4年(2022年)10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された。

## 1 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

地域におけるネットワークは、自殺対策推進の基盤となるものであり、自殺対策に特化したものだけでなく、地域に構築・展開されているあらゆるネットワーク等との連携を強化する取組を推進しました。

#### 【取組】

##### ① 庁内における推進体制の充実

○自殺対策推進会議における情報共有や関係各課との連携(健康づくり課)

##### ② 関係機関との連携

○自殺対策ネットワーク連絡会における庁内外の関係機関との情報共有及び自殺対策の推進についての検討(健康づくり課)

○救急活動における自殺リスクに関する部分の医療機関や警察との連携(救急救助課)

##### ③ 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

○生きづらさや課題を抱える市民に対し、自立支援、生活困窮に関する支援等、関係各課との連携を強化した支援の推進(福祉総合相談課、生活福祉課、障害福祉課、こども政策課、子育て支援課)

本計画は、厚生労働省の「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引き(令和5年(2023年)6月)の役割分担の明確化に基づき、担当課を記載しております。

#### ● 役割分担の明確化(抜粋)

自殺対策計画において、それぞれの施策についての担当(課)、実施時期、目標値等を明らかにすることにより、着実な施策の推進が総合的に図られることとなります。

また、庁内関係者のみならず、住民に対しても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に関する施策についての自治体としての取組姿勢や具体的目標、進捗状況が明らかになり、啓発的な効果も期待できます。

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策は、様々な分野の専門家や関係者だけではなく、市民も地域で自殺対策を支える重要な役割を担っていることから、ゲートキーパーの養成を兼ねた研修等を実施し、自殺対策を支える担い手・支え手となる人材を育成する取組を推進しました。

### 【取組】

#### ①ゲートキーパーの養成

- 市民に対するゲートキーパー養成講座の実施(健康づくり課)
- 教育、福祉等関係機関の職員に対するゲートキーパー養成講座の実施(健康づくり課)
- 各種団体等に対するゲートキーパー養成講座の実施(健康づくり課)

#### ②職員研修の実施

- 窓口や電話等で対応を行う職員に対する研修の実施(人事課)

#### ●ゲートキーパー

自殺対策におけるゲートキーパーとは、平成19年(2007年)に自殺総合対策大綱で重点施策の一つとして位置付けられました。

つらい思いや悩んでいる人に気づき、適切な対応(声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る)にあたる人のことです。

「命の門番」という意味ですが、実践が期待されるのは誰かが命の危機にある時に限るわけではなく、気持ちが落ち込むなど誰にでもある日常のあらゆる場面になります。悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ支援することが重要とされています。

また、「命の番人」と呼称されることもあります。

### (3) 市民への啓発と周知

市民が自殺対策への理解と関心を深められるように、様々な機会を通じて自殺に関する正しい知識の普及啓発や相談機関等に関する情報提供を行うとともに、講演会の開催、自殺予防週間<sup>※</sup>や自殺対策強化月間<sup>※</sup>での重点的な周知・啓発の取組を推進しました。

#### 【取組】

##### ① 自殺に対する正しい知識の普及啓発

- 市広報誌やホームページ等を活用し、こころの健康に関する正しい知識についての普及啓発(健康づくり課)
- 自殺予防週間と自殺対策強化月間における重点的な啓発の実施(人権・男女共生課、健康づくり課)

##### ② 相談窓口の周知

- 市や保健所等のこころの健康相談等の窓口についての周知(健康づくり課)

##### ③ 講演会等の実施

- 様々な関係機関と連携し、こころの健康に関する講演会等の実施(人権・男女共生課、健康づくり課)
- 自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等についての講演会等の実施(人権・男女共生課、地域福祉課、福祉総合相談課、こども政策課、子育て支援課)

※自殺予防週間:

自殺対策基本法において、9月10日から9月16日までを「自殺予防週間」と位置付けられ、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開する事業を実施するように努めるものとされている。

※自殺対策強化月間:

自殺対策基本法において、3月を「自殺対策強化月間」と位置付けた。重点的な広報活動の推進等、当事者が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとされている。

#### (4) 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因\*」よりも「生きることの阻害要因\*」が上回ったときに自殺に追い込まれる可能性が高まるとされていることから、「生きることの促進要因」の強化につながる様々な取組を推進しました。

\*生きることの促進要因：自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の自殺に対する保護要因

\*生きることの阻害要因：失業や多重債務、生活苦等の自殺のリスク要因

#### 【取組】

##### ① 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

- 市民が集い、交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について相談できる場の提供(地域福祉課、福祉総合相談課、健康づくり課、長寿介護課、こども政策課、子育て支援課)
- 電話や面接等でのこころの健康に関する相談の実施(健康づくり課)
- ドメスティック・バイオレンス(DV)やハラスメント等について相談できる場の情報提供及び支援者向けのゲートキーパーの養成(人権・男女共生課、健康づくり課)

##### ② 妊産婦への支援

- 妊娠、出産、育児に関する相談の実施及び産後うつ等の予防や対応についての支援(子育て支援課)
- 安全・安心に子育てをするための切れ目のない支援の強化(子育て支援課)
- 支援が必要な妊産婦への適切な支援(子育て支援課)

##### ③ 遺された人への支援

- NPO団体、民間団体等の相談や支援機関の周知(健康づくり課)
- 継続的な支援のための情報共有及び関係機関との連携(健康づくり課)

#### (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育\*

重点施策「こども・若者に関わる自殺対策の推進」で取組を実施しました。(学校教育推進課)

※SOSの出し方教育：

平成29年(2017年)の自殺総合対策大綱で、こども若者への自殺予防対策を重点課題の一つとして位置づけ「SOSの出し方教育」の推進が明記された。

## 2 重点施策

### (1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進

ワーク・ライフ・バランス\*の考え方のもと、勤務問題による自殺リスクを減少させるために健康に働き続けられる職場環境づくりを促進し、企業や民間団体とも連携した取組を推進しました。

#### 【取組】

##### ① 勤務問題による自殺リスクの軽減

- ワーク・ライフ・バランスの大切さについての周知・啓発(人事課、商工労政課)
- 適度な運動や良質な睡眠により心身の健康を保つことができるように、市民の健康づくりと連携した取組(健康づくり課)
- ワーク・ライフ・バランスの推進や社内環境整備に向けた取組として、市内事業所を対象にした認定制度の実施(商工労政課)

##### ② 職場におけるメンタルヘルス\*対策

- ストレスチェックの実施及び高ストレス者への支援(人事課)
- メンタルヘルスに関する研修の実施(人事課)
- 長時間労働に対する指導や対応、ならびにハラスメント防止のため、労働者や経営者に対する周知・啓発及びセミナー等の開催(人事課、商工労政課)
- 市内事業所等に対するメンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスの周知・啓発(商工労政課)
- 教職員の業務負担を軽減するため、小中学校へ業務サポーターやスクールサポーター等を配置、スクールカウンセラー\*やスクールソーシャルワーカー\*の配置を通じた児童・生徒の育成体制の強化や地域の人材を活用した部活動の推進(学校教育推進課)

※ワーク・ライフ・バランス：

Work-Life-Balance(WLBと略す)。平成19年(2007年)に内閣府が定めた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」によると、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定められている。

※メンタルヘルス：

厚生労働省は平成18年(2006年)に労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進している。

※スクールカウンセラー：

School Counselor(SCと略す)。いじめや暴力行為などの問題行動や不登校に対応するとともに、事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するように学校に配置される専門職。

※スクールソーシャルワーカー：

School Social Worker(SSWと略す)。学校を拠点に、不登校や家庭における保護者や子どもが抱える問題に対して専門的な視点に立ち活動する専門職。教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境の改善や関係機関等とのネットワークを活用した支援を実施。

## (2) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、家族との死別や離別、病気をきっかけにした孤立や介護、生活困窮等の複合的な課題を抱え込みがちであり、また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、自殺のリスクが高まる恐れがあるため、高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりにつながる取組を推進しました。

### 【取組】

#### ① 高齢者の居場所づくり

- コミュニティデイハウス事業等の整備(長寿介護課)
- いきいき交流広場の新規拡充(地域福祉課)
- 大規模災害に備えて、要配慮者が避難所等で安全・安心な生活を確保できるように支援を実施(危機管理課、地域福祉課、福祉総合相談課、健康づくり課、長寿介護課)

#### ② 高齢者の社会参加の促進

- 高齢者活動支援センター(シニアプラザいばらき)を中心とした高齢者の就労支援や社会参加、活動の場の提供(地域福祉課)
- 多世代交流センター等における世代間交流活動の実施(地域福祉課、こども政策課、子育て支援課)

#### ③ 介護者への支援

- 介護負担軽減のため、必要なサービス利用へつなげる(福祉総合相談課、障害福祉課、長寿介護課)

#### ④ 支援者の気づき力を高める

- 認知症サポーター養成講座等の実施(福祉総合相談課)
- ゲートキーパーとして適切な関わりや役割が担えるように関係機関等に対する支援(健康づくり課)

#### ⑤ 相談体制の充実

- 地域包括支援センター等、身近な場所における相談体制を充実し、必要に応じて医療機関や介護保険事業所等の専門機関につなげる(市民生活相談課、福祉総合相談課、生活福祉課、健康づくり課)

## ⑥関係機関等との連携

- うつや認知症などの疑いがある高齢者を早期発見・早期対応できるように、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等と連携した取組(福祉総合相談課)
- 閉じこもり、認知症、うつ等のリスクがあり、地域での見守りが必要な高齢者やその家族に対する民生委員や地域包括支援センター等と連携した包括的・継続的な支援(地域福祉課、福祉総合相談課)
- 高齢者虐待への対応についての警察や保健所等と連携した必要な支援(福祉総合相談課)

## (3)生活困窮者支援と自殺対策の連動

自殺リスクの高い生きづらさや複合化・複雑化した課題がある生活困窮者に対し、関係機関と連携した支援を提供するための体制づくりを推進しました。

### 【取組】

#### ①生きることの包括的支援

- 生活困窮者自立相談支援機関(くらしサポートセンター『あすてっぷ茨木』)等における生活困窮者の早期発見及び支援(福祉総合相談課)
- 生活保護制度をはじめとした生活困窮者への様々な支援(生活福祉課)
- 生活に複雑な課題を抱える人に対する個々の状況に応じた柔軟な支援(福祉総合相談課、生活福祉課)
- 生活困窮者のこどもに対する学習・生活支援事業等の実施(福祉総合相談課、こども政策課)

#### ②就労支援

- 就労に課題を抱える生活困窮者等に対する就労訓練、職場実習等の就労支援(福祉総合相談課)

#### ③相談体制の充実

- 生活に困ったときに相談することができる市の相談機関の活用に加え、公共職業安定所(ハローワーク)や社会福祉協議会など各支援機関等との連携による相談体制の充実(市民生活相談課、人権・男女共生課、福祉総合相談課)
- 生活困窮者が多様かつ複雑な課題を抱えていることを理解し、対象者の特性に応じた柔軟な支援(福祉総合相談課、生活福祉課)

#### ④関係機関との連携

- 生活困窮者等への支援を総合的かつ効果的に実施するため、税・保険料等の債権担当窓口、子育て・人権・教育の相談窓口など関係各課と連携した全庁的な取組の推進(福祉総合相談課)
- フードバンクなど関係団体や電気・ガス・水道等のライフライン事業者等と連携し、生活困窮者を支援するため効果的な事業実施を検討(福祉総合相談課)

#### (4)子ども・若者に関わる自殺対策の推進

子ども・若者に対する自殺対策は、将来の自殺リスクを低減させることにもつながり、誰も自殺に追い込まれることのない社会をめざす上で、きわめて重要となることから、学校における教育の充実や、気軽に相談することができる体制整備に向けた取組を推進しました。

#### 【取組】

##### ①SOSの出し方に関する教育の実施

- 困難やストレスに直面した子どもが、友達や身近な大人に適切に助けを求めることができるように、SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくり(学校教育推進課)
- 身近な大人がSOSを受け止められるように、関係機関と連携した保護者等への支援や相談体制の強化(子育て支援課、社会教育振興課)

##### ②子ども・若者の居場所づくり

- 放課後子ども教室等、子どもが安心できる環境の整備(子ども政策課、保育幼稚園総務課、学童保育課、社会教育振興課)
- 子ども食堂等、地域における居場所づくりを継続運営・拡充のための支援(子ども政策課)
- 子ども・若者に対して、ユースプラザ等において、居場所づくりや社会経験の場の提供(子ども政策課)

##### ③児童・生徒等のこころのケアの充実

- 児童・生徒や若者とその保護者が気軽に相談できるように、支援者の理解促進と支援体制の強化(福祉総合相談課、健康づくり課、子ども政策課、保育幼稚園総務課、学童保育課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)
- いじめを発見した場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

等の専門職を活用するとともに、教育委員会・警察・子ども家庭センター等との連携による適切な措置及び対策(学校教育推進課)

○不登校について、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援(学校教育推進課、教育センター)

○災害時等においても、日常の相談事業を活用し、児童・生徒等のこころの安定を図るためのサポート体制の充実(福祉総合相談課、健康づくり課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)

#### ④大学との連携

○市内大学と連携し、学生に対するこころの健康づくりに関する取組(健康づくり課)

○学生に対する相談機関の周知(健康づくり課)

○大学職員に対するゲートキーパー養成講座等の実施(健康づくり課)

○大学生に対する効果的な支援方法について、自殺対策ネットワーク連絡会において検討(健康づくり課)

#### ⑤関係機関との連携

○不登校やひきこもりなど生きづらさを抱えるこども・若者や、特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、教育センター、こども・若者自立支援センター、子ども家庭センター、医療機関等、関係機関との連携を通じた継続的な支援の実施(福祉総合相談課、健康づくり課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、学童保育課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)

### 3 事業の達成状況

基本施策及び重点施策において実施してきた各事業について、令和4年度(2022年度)の実施状況に基づき達成度の評価を実施しました。(表1)

その結果、128事業中、達成度Aが44事業、達成度Bが83事業であり、各事業は順調に進捗してきたと考えます。

表1 各事業の達成状況

評価の区分	A	順調に進行している
	B	おおむね順調に進行している
	C	進行にやや遅れが生じている
	D	進行に大幅な遅れが生じている

#### 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
庁内における推進体制の充実	自殺対策推進会議における情報共有や関係各課との連携	1	1	0	0	0
関係機関との連携	自殺対策ネットワーク連絡会における、庁内外の関係機関との情報共有及び自殺対策の推進についての検討	1	1	0	0	0
	救急活動における、自殺リスクに関する部分の医療機関や警察との連携	1	1	0	0	0
特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	生きづらさや課題を抱える市民に対し自立支援、生活困窮に関する支援等、関係各課との連携を強化した支援の推進	5	3	2	0	0

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
ゲートキーパー養成	市民に対するゲートキーパー養成講座の実施	1	1	0	0	0
	教育、福祉等関係機関の職員に対するゲートキーパー養成講座の実施	1	1	0	0	0
	各種団体等に対するゲートキーパー養成講座の実施	1	1	0	0	0
職員研修の実施	窓口や電話等で対応を行う職員に対する研修の実施	1	0	1	0	0

基本施策3 市民への啓発と周知						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
自殺に対する正しい知識の普及啓発	市広報誌やホームページ等を活用し、こころの健康に関する正しい知識についての普及啓発	1	1	0	0	0
	自殺予防週間と自殺対策強化月間における重点的な啓発活動	2	1	1	0	0
相談窓口の周知	市や保健所等のこころの健康相談窓口についての周知	1	0	1	0	0
講演会等の実施	様々な関係機関と連携し、こころの健康に関する講座や啓発イベントの実施	2	1	1	0	0
	自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ、依存症等についての講演会等の実施	5	1	4	0	0

基本施策4 生きることの促進要因への支援						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援	市民が集い、交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について相談できる場の提供	5	2	3	0	0
	電話や面接等でのこころの健康に関する相談の実施	1	1	0	0	0
	DVやハラスメント等について相談できる場の情報提供及び支援者向けのゲートキーパーの養成	2	0	2	0	0
妊産婦への支援	妊娠、出産、育児に関する相談の実施及び産後うつ等の予防や対応についての支援	1	0	1	0	0
	安全、安心に子育てをするための切れ目のない支援の強化	2	0	2	0	0
	支援が必要な妊産婦への適切な支援の実施	1	0	1	0	0
遺された人への支援	NPO団体、民間団体等の相談や支援機関の周知	1	0	1	0	0
	継続的な支援につながるような、情報共有及び関係機関との連携	1	0	1	0	0

## 重点施策

重点施策1 勤務問題に関わる自殺対策の推進						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
勤務問題による自殺リスクの軽減	WLB*の大切さについての周知・啓発の実施	2	1	1	0	0
	適度な運動や良質な睡眠をとり、心身の健康を保つことができるように、市民の健康づくりと連携した取組	1	0	1	0	0
	WLBの推進や社内環境整備に向けた取組として、市内事業所を対象にした認定制度の実施	1	0	1	0	0
職場におけるメンタルヘルス対策	ストレスチェックの実施及び高ストレス者への支援	1	1	0	0	0
	メンタルヘルスに関する研修の実施	1	1	0	0	0
	長時間労働に対する指導や対応、ならびにハラスメント防止のため、労働者や経営者に対する周知・啓発及びセミナー等の開催	2	0	2	0	0
	市内事業所等に対する、メンタルヘルスやWLBの周知・啓発	1	0	1	0	0
	教職員の業務負担を軽減するため、小中学校へ業務サポーターやスクールサポーター等を配置、SC*やSSWの配置を通じた児童・生徒の育成体制の強化や、地域の人材を活用した部活動の推進	1	1	0	0	0

\*WLB：ワーク・ライフ・バランス

\*SC：スクールカウンセラー/SSW：スクールソーシャルワーカー

重点施策2 高齢者の自殺対策の推進						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
高齢者の居場所づくり	コミュニティデイハウス事業等の整備	1	0	1	0	0
	いきいき交流広場の新規拡充	1	0	1	0	0
	大規模災害に備えて、要配慮者が避難所等で安全・安心な生活を確保できるように支援を実施	5	1	4	0	0
高齢者の社会参加の促進	高齢者活動支援センターを中心とした、高齢者の就労支援や社会参加、活動の場の提供	1	0	1	0	0
	多世代交流センター等における世代間交流活動	3	0	3	0	0
介護者への支援	介護負担軽減のため、必要なサービス利用へつなげる	3	0	3	0	0
支援者の気づき力を高める	認知症サポーター養成講座等の実施	1	0	1	0	0
	ゲートキーパーとして適切な関わりや役割が担えるように、関係機関等に対する支援	1	0	1	0	0

取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
相談体制の充実	地域包括支援センター等、身近な場所における相談体制を充実し、必要に応じて医療機関や介護保険事業所等の専門機関につなげる	4	2	2	0	0
関係機関等との連携	うつや認知症などの疑いがある高齢者を早期発見、早期対応できるように、認知症初期集中支援チーム等の関係機関と連携した取組	1	0	1	0	0
	閉じこもり等のリスクがあり、地域での見守りが必要な高齢者やその家族に対する、民生委員や地域包括支援センター等と連携した包括的・継続的な支援	2	0	2	0	0
	高齢者虐待への対応についての、警察や保健所など関係機関と連携した必要な支援	1	0	1	0	0

### 重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の連動

取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
生きることの包括的支援	生活困窮者自立相談支援機関(くらしサポートセンター『あすてっぶ茨木』)等における、生活困窮者の早期発見及び支援	1	0	1	0	0
	生活保護制度をはじめとした生活困窮者への様々な支援	1	1	0	0	0
	生活に複雑な課題を抱える人に対する、個々の状況に応じた柔軟な支援	2	1	1	0	0
	生活困窮者のこどもに対する、学習・生活支援事業等の実施	2	1	1	0	0
就労支援	就労に課題を抱える生活困窮者等に対する就労訓練、職場実習等の就労支援	1	1	0	0	0
相談体制の充実	生活に困ったときに相談することができる市の相談機関の活用に加え、公共職業安定所(ハローワーク)や社会福祉協議会など各支援機関等との連携による相談体制の充実	3	1	2	0	0
	生活困窮者が多様かつ複雑な課題を抱えていることを理解し、対象者の特性に応じた柔軟な支援	2	1	1	0	0
関係機関との連携	生活困窮者等への支援を総合的かつ効果的に実施するための、税・保険料等の債権担当窓口、子育て・人権・教育等の相談窓口など関係各課と連携した全庁的な取組の推進	1	0	1	0	0
	フードバンクなど関係団体や、電気・ガス・水道等のライフライン事業者等と連携し、生活困窮者を支援するため効果的な事業実施を検討	1	0	1	0	0

重点施策4 子ども・若者に関わる自殺対策の推進						
取組	内容	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
SOSの出し方に関する教育の実施	SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくり	1	1	0	0	0
	身近な大人がSOSを受け止められるように、関係機関と連携した保護者等への支援や相談体制を強化する	2	0	2	0	0
子ども・若者の居場所づくり	放課後子ども教室等、子どもが安心できる環境の整備	4	0	4	0	0
	子ども食堂等、地域における居場所づくりを継続運営・拡充するための支援	1	0	1	0	0
	子ども・若者に対して、ユースプラザ等において、居場所づくりや社会経験の場を提供する	1	0	1	0	0
児童・生徒等のこころのケアの充実	児童・生徒や若者とその保護者が気軽に相談できるように、支援者の理解促進と支援体制の強化	9	5	4	0	0
	いじめを発見した場合は、SCやSSW等の専門職を活用するとともに、教育委員会・警察・子ども家庭センター等との連携による適切な措置及び対策	1	1	0	0	0
	不登校について、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援	2	2	0	0	0
	災害時等においても、日常の相談事業を活用し、児童・生徒等のこころの安定を図るためのサポート体制の充実	8	2	6	0	0
大学との連携	市内大学と連携し、学生に対するこころの健康づくりに関する取組	1	0	1	0	0
	学生に対する相談機関の周知	1	0	1	0	0
	大学職員に対するゲートキーパー養成講座等の実施	1	0	0	1	0
	大学生に対する効果的な支援方法について、自殺対策ネットワーク連絡会において検討	1	0	1	0	0
関係機関との連携	不登校やひきこもりなど生きづらさを抱える子ども・若者や、特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、教育センター、子ども・若者自立支援センター、子ども家庭センター、医療機関等、関係機関との連携を通じた継続的な支援の実施	10	4	6	0	0

## 4 目標の達成状況

自殺総合対策大綱の目標から算出した自殺死亡率の目標値を設定していましたが、前計画期間においては、次の表のとおりとなり、達成できていません。

また、前計画期間での平均値は12.2となり、平成27年(2015年)の基準値と比較すると減少傾向となっています。

計画の進行管理につきましては、自殺対策推進会議において状況を報告し、意見・提案を受け、評価を実施してきました。

(単位:10万人対)

	平成27年 (2015年) 〈基準値〉	令和元年 (2019年) 〈現状値〉	令和2年 (2020年) 〈現状値〉	令和3年 (2021年) 〈現状値〉	令和4年 (2022年) 〈現状値〉	令和5年 (2023年) 〈目標値〉	令和8年 (2026年) 〈目標値〉
自殺死亡率	13.3	11.0	13.7	10.6	13.4	10.3	9.4
		12.2 <平均値>					

\*自殺統計の基礎資料等は、各年1月から12月までの統計。

\*第3次大綱に自殺対策の数値目標として、「平成38年(2026年)までに平成27年(2015年)と比べて30%以上減少」をめざす(抜粋)と盛り込まれた。

## 5 今後の課題

自殺の現状では、若年層について近年自殺者数が増加傾向にあり、また、大阪府が行った調査において、「本気で自殺をしたいと考えたことがある」「自殺未遂の経験がある」と回答した割合がほかの世代より高いことから、若年層への自殺対策の推進が必要です。

本市においても、計画策定後の自殺の状況から、若年層の自殺者数が増加傾向にあります。また、アンケート結果で、「強い悩みやストレス、不満を感じている」理由として「勤務関係の問題」が最も多いことから自殺の実態に基づいた取組が必要です。

自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に関係しており、今後も社会経済情勢の変化等に応じた支援を行えるように、孤独・孤立対策など関連施策や関係機関との連携強化をすすめ、市域全体で自殺リスクを低下させる取組が必要です。

## 第2節 いのち支える自殺対策計画（第2次）

### 1 計画策定・見直しの趣旨

国においては、平成18年(2006年)に「自殺対策基本法(平成18年法律第85号。以下、「基本法」という。)」を制定し、基本法を踏まえて「自殺総合対策大綱(以下、「大綱」という。)」が策定されました。

大阪府では、基本法や大綱を踏まえ、平成24年(2012年)に「大阪府自殺対策基本指針(以下、「基本指針」という。)」を策定し、「大阪府自殺対策審議会(以下、「審議会」という。)」を設置し、総合的に自殺対策を進めてきました。

本市では、基本法に基づき自殺対策を総合的に推進するため、平成22年(2010年)2月に「自殺予防対策ネットワーク連絡会」を設置、平成31年(2019年)3月に基本法第13条第2項に基づき「茨木市いのち支える自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。

その後、令和4年(2022年)10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、大阪府では令和5年(2023年)3月に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし「大阪府自殺対策計画」が策定されました。

本市におきましても、このような状況を踏まえ、これまで進めてきた基本施策や重点施策等を見直し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、自殺対策を総合的かつ効果的に進めていくために「いのち支える自殺対策計画(第2次)」を策定することとしました。

### 2 基本理念

自殺対策基本法第2条に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざして、自殺対策を総合的に推進します。

### 3 計画の期間

本計画の期間は6年間とします。なお、国の自殺総合対策大綱や、施策の実施状況等により、見直しを行うものとします。

## 4 基本的な認識

### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして、とらえる必要があります。

自殺に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになってきています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」と言え、このことを社会全体で認識するように改めて徹底し、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよい社会(まち)」を創っていく必要があります。

### (2) 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、市域全体で対策を推進する

本市の自殺者数は、前期計画の策定前と比較し減少傾向にありましたが、令和2年(2020年)には全国・府と同様に、前年を上回る結果となりました。その背景として、大綱では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が深刻化したことなどが挙げられています。

このため、いのち支える自殺対策推進センター\*から提供される「地域自殺対策政策パッケージ」や「地域自殺実態プロファイル」などを活用し、ほかの市町村、関係機関・団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、一体となり自殺対策を進める必要があります。

なお、自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにその家族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮するものとします。

## 5 基本的な方針

### (1) 生きることの包括的な支援として取り組む

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることから、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

※いのち支える自殺対策推進センター(JSCP):

令和2年(2020年)4月1日「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づく厚生労働大臣指定法人のこと。

## (2) 市民一人ひとりの問題として取り組む

市民一人ひとりが、こころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らのこころの不調に気づき、適切に対処できるように幼少期から老年期まで生涯を通じたこころの健康づくりに取り組みます。

また、精神疾患等によりこころの健康問題を抱えて「死にたい」と考えている人は、何らかの自殺のサインを発していることが多いことから、すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、見守っていくための取組を進めます。

## (3) 社会的要因を踏まえて取り組む

自殺は、様々な要因が背景となっており、長時間労働、失業、倒産、多重債務等の社会的要因による自殺については、制度、慣行の見直しや相談支援体制の整備などの社会的な取組により防ぐことが可能です。

また、一見、個人の問題と考えられる要因であっても、専門家への相談や精神疾患等の治療などにより解決できる場合もあることから、自殺に至る悩みを引き起こす要因に対し、適切に介入できるように取り組みます。

## (4) 対応の段階に応じた効果的な対策に取り組む

自殺対策は、以下の段階ごとに施策を講じることとします。

### ① 事前対応

心身の健康の保持・増進についての取組、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発など、自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと

### ② 危機対応

現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させないこと

### ③ 事後対応

自殺や自殺未遂が生じた場合に、家族や学校の児童・生徒など、周囲に与える影響を最小限にとどめ、新たな自殺を防ぐとともに、遺族等にも支援を行うこと

また、学校において、自殺の事前対応の更に前段階での取組として、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの援助希求行動について、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進します。

### (5) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む

市内の自殺の状況を踏まえ、自殺対策を総合的に推進していくため、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」や、「地域自殺対策政策パッケージ」及び「地域自殺実態プロファイル」の情報に基づき、自殺の原因・動機など自殺の傾向・実態を把握し、効果的な対策を推進する必要があります。

また、様々な取組の中には、直ちに効果が表れない場合もあることから、中長期的な視点に立って継続的に実施することとします。

### (6) 関連施策との有機的な連携を強化して取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、生活困窮者自立支援制度や孤独・孤立対策、こどもへの支援策といった各種施策との連携を図るとともに、支援に携わる者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有するように取組を進める必要があります。

### (7) 関係団体、民間団体等との連携・協働に取り組む

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、保健所、医療機関、関係機関・団体、企業等と連携・協働し、自殺対策を推進する必要があります。

地域社会で暮らす市民一人ひとりが、それぞれのできる取組を進めていくことが重要です。



## 6 重点施策

- 【重点施策1】社会的な取組で自殺対策を推進する
- 【重点施策2】関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
- 【重点施策3】市民のこころの健康づくりを推進する
- 【重点施策4】自殺対策に関わる人材の育成を推進する
- 【重点施策5】子ども・若者の自殺対策を推進する
- 【重点施策6】地域レベルの実践的な取組を推進する
- 【重点施策7】市民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 【重点施策8】精神保健医療サービスを推進する

## 7 目標

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、「計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する」ことを目標とします。

目標：計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する  
 【参考指標(国)：令和8年(2026年)の自殺死亡率を13.0以下とする】  
 【参考指標(府)：令和9年(2027年)の自殺死亡率を13.0以下とする】

\*大綱では自殺死亡率を令和8年(2026年)までに平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させることとし、13.0以下を数値目標としている。(平成27年(2015年)：18.5→令和8年(2026年)：13.0以下)  
 なお、大阪府は令和9年(2027年)に同様の数値目標としている。

### 関係機関・団体の思い

【安心して「たすけて」が言える環境づくりを】

【安心して「たすけて」が言えるまちに】

いのち支える自殺対策計画の取組項目一つ一つに

そんな思いが込められています。

(茨木市自殺対策ネットワーク連絡会<sup>\*</sup>)

<sup>\*</sup>茨木市自殺対策ネットワーク連絡会：  
 平成22年(2010年)2月に設置した「自殺予防対策ネットワーク連絡会」を平成30年(2018年)7月に名称変更した。構成員は地域の様々な分野の関係機関・団体と、関係各課で組織。

## 8 施策体系

基本理念、基本的な認識及び基本的な方針に基づく全体の施策体系は以下のとおりです。

《施策体系図》

### 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす

### 基本的な認識

- 1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 2 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、市域全体で対策を推進する

### 基本的な方針

- 1 生きることの包括的な支援として取り組む
- 2 市民一人ひとりの問題として取り組む
- 3 社会的要因を踏まえて取り組む
- 4 対応の段階に応じた効果的な対策に取り組む
- 5 自殺の実態に基づき継続的に取り組む
- 6 関連施策との有機的な連携を強化して取り組む
- 7 関係団体、民間団体等との連携・協働に取り組む

### 重点施策

- (1)社会的な取組で自殺対策を推進する
- (2)関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
- (3)市民のこころの健康づくりを推進する
- (4)自殺対策に関わる人材の育成を推進する
- (5)こども・若者の自殺対策を推進する
- (6)地域レベルの実践的な取組を推進する
- (7)市民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- (8)精神保健医療サービスを推進する

### 目標

計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する

## 9 総合保健福祉計画との関連

「いのち支える自殺対策計画」は、関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開が必要であることから、第2次計画から、総合保健福祉計画の分野別計画の1つとして新たに位置付けます。

総合保健福祉計画の基本目標に対する、いのち支える自殺対策計画の重点施策の位置付けは次のとおりです。

### 基本目標1 お互いにつながり支え合える

- 重点施策1 社会的な取組で自殺対策を推進する
- 重点施策2 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する

### 基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

- 重点施策3 市民のこころの健康づくりを推進する

### 基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

- 重点施策4 自殺対策に関わる人材の育成を推進する

### 基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

- 重点施策5 こども・若者の自殺対策を推進する

### 基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

- 重点施策6 地域レベルの実践的な取組を推進する
- 重点施策7 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す

### 基本目標6 持続可能な社会保障を推進する

- 重点施策8 精神保健医療サービスを推進する

## 基本目標 1 お互いにつながり支え合える

### 施策(1) 社会的な取組で自殺対策を推進する(【重点施策1】)

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因が複雑に関係していることから、これらの要因に対する支援を充実させる必要があることに加え、自殺未遂者や自死遺族支援の観点からも、各相談窓口等において適切な支援が行えるように、関係各課の連携強化を図る必要があります。

誰も自殺に追い込まれることがないように、自殺の背景にある様々な社会的要因に対して、社会全体の自殺リスクを低下させる取組を推進します。

#### 【主な取組】

##### ①地域における相談体制の整備

- こころの悩みや不安がある人に対して、相談等におけるきめ細やかな支援や相談窓口の情報等の分かりやすい発信を行います。(福祉総合相談課、健康づくり課)
- 様々な課題のある生活困窮者の早期把握に努め、個々の状況に応じた相談支援や就労支援を実施します。また、生活保護受給世帯に対する生活状況の把握とともに適切な支援を実施します。(福祉総合相談課、生活福祉課)
- 職場におけるハラスメント防止対策やメンタルヘルス対策の充実を図るため、その周知・啓発、相談窓口の設置、適切な支援を実施します。(人事課、商工労政課)
- 地域の専門相談支援機関が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と連携を図ることができるように、情報提供を行います。(福祉総合相談課、健康づくり課)
- 固定的な性別役割分担意識等による様々な不安や悩み等に関して、男女共同参画の視点からの相談支援を行います。(人権・男女共生課)
- 自死遺族等に対する相談支援に努め、自助グループ等に関する情報提供や必要に応じて各種相談窓口との連携を図ります。(健康づくり課)

##### ②児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援

- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けたこどもの適切な支援を図るため、大阪府子ども家庭センターや市担当部署、警察等が相互に情報を共有し連携します。(子育て支援課)
- 性犯罪・性暴力被害者に対する相談体制の充実を図るとともに、被害者の心情に配慮した相談支援機関との連携を図ります。(人権・男女共生課)

**③孤独・孤立対策**

○孤独・孤立の状態にある人や、陥る可能性のある人が地域住民等とつながり、必要な支援につながるように、市担当部署や専門相談支援機関と連携して取り組みます。

(地域福祉課、福祉総合相談課)

○ひきこもりの状態にある人に対して、孤立を防ぐ居場所づくりやひきこもりに関する専門相談などの支援を実施します。(地域福祉課、福祉総合相談課、こども政策課)

**④自殺未遂者及びその家族等に対する支援**

○自殺未遂者の名誉や生活の平穩に配慮しつつ、自殺未遂の背景となった問題を解決するため関係機関と連携し、包括的な支援を実施します。(福祉総合相談課、健康づくり課)

**施策(2) 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する(【重点施策2】)**

自殺対策を総合的に推進するため、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連施策との有機的な連携や、自殺対策に取り組む民間団体等と協働し、効果的・効率的な対策を推進します。

**【主な取組】****①庁内・庁外における連携**

○茨木市自殺対策推進会議\*において、自殺の実態や自殺対策の実施状況について必要な事項を検討し、自殺対策の円滑な推進を図ることができるよう、情報共有や関係各課との連携を図ります。(健康づくり課)

○茨木市自殺対策ネットワーク連絡会において、自殺対策に係る情報を共有し自殺対策の総合的な推進を図るため、様々な分野の関係機関・団体、関係各課等との連携を図ります。(健康づくり課)

○生きづらさや課題がある人に対し、関係各課との連携を強化し、こども・若者や障害者の自立支援、生活困窮に関する支援等の推進を図ります。(福祉総合相談課、生活福祉課、障害福祉課、こども政策課、子育て支援課)

○救急活動における傷病者情報は、十分な個人情報保護措置を講じた上、自殺リスクに関する情報は医療機関や警察との連携を図ります。(救急救助課)

※茨木市自殺対策推進会議：

平成30年(2018年)6月に設置し、計画の推進に関することや関係機関との連絡調整に関すること等が目的。構成員は関係各課で組織し、推進会議と実務者会議を置く。

## ②自殺対策に取り組む民間団体との協働

○自殺未遂者や自死遺族等の支援に取り組む民間団体を紹介しつなぐなど、民間団体と連携を図ります。(健康づくり課)

## ③依存症対策

○自殺の危険因子である依存症について、保健所や医療機関等と連携を図り、必要に応じて当事者団体との連携を図ります。(健康づくり課)

○薬品等の不適切な使用による健康被害についての周知・啓発に努めます。(健康づくり課)

**基本目標 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる****施策(1)市民のこころの健康づくりを推進する(【重点施策3】)**

市民一人ひとりがこころの健康を保つため、自身の心理的負担(ストレス)に気づき、ストレスとうまく付き合い軽減できるように、ストレスへの適切な対応についての普及啓発、相談窓口の整備などを通じ、市民のこころの健康づくりを推進します。

**【主な取組】****①こころの健康の保持・増進**

- 市広報誌やホームページ等を活用し、こころの健康づくりに関する正しい知識についての普及啓発に努めます。(健康づくり課)
- ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防について、普及啓発に努めます。(健康づくり課)
- 大規模災害等の発生時、被災者や要配慮者等のこころのケアを行い、安全・安心な生活が送れるように、必要な備えの対策を行います。(危機管理課、市民生活相談課、地域福祉課、福祉総合相談課、健康づくり課、長寿介護課)

**②ワーク・ライフ・バランスの推進**

- 職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、ワーク・ライフ・バランスの考え方のもと、勤務問題による自殺リスクを減少させる取組を行います。(人事課、商工労政課)
- 労働者や経営者に対して、メンタルヘルスケアの重要性に関する普及啓発に努めます。(人事課、商工労政課)

**③高齢者のこころの健康づくりの推進**

- 高齢者の閉じこもりやうつ状態になることを予防するため、介護予防や孤独・孤立対策等の居場所づくりや社会参加の推進や、相談体制の充実を図ります。(地域福祉課、福祉総合相談課、長寿介護課)

### 基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

#### 施策(1)自殺対策に関わる人材の育成を推進する(【重点施策4】)

様々な分野の人に対し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成を推進します。

また、市職員、関係機関・団体、地域住民等が、自殺を考えている人のサインに気づいたとき、適切な対応につながる取組を推進します。

#### 【主な取組】

##### ①自殺対策に関わる職員の資質の向上

- 精神保健、福祉、介護関係職員や市職員等で自殺対策に関わる可能性が高い人に対して、自殺の危険因子の一つであるうつ病等の精神疾患についての理解を促す取組を行います。(人事課、福祉総合相談課、生活福祉課、障害福祉課、長寿介護課)
- 自殺未遂者や自死遺族に関わる可能性が高い人に対して、適切な対応力向上を図るための支援について、理解を深める取組を行います。(健康づくり課)
- 教職員に対して、「自殺予防教育プログラム※」や「SOSの出し方教育」などに取り組むため、自殺対策や自殺予防について理解を深める研修を実施します。(学校教育推進課、教職員課、教育センター)
- 自殺対策に関わる職員等のこころの健康を維持するための取組を図ります。(健康づくり課)

##### ②地域におけるゲートキーパー養成の取組

- 地域における発見・相談・見守り体制である健康福祉セーフティネット等と連携し、自殺予防を図るための取組を実施します。(地域福祉課、福祉総合相談課)
- 地域住民等に対して、ゲートキーパーとしての役割や自殺予防に関する情報提供等を行うことにより、ゲートキーパー養成の取組を実施します。(地域福祉課、健康づくり課)
- 不安や悩みを抱える者を支援するゲートキーパーや地域住民等の支援者が孤立しないように関係機関・団体等との連携を図ります。(健康づくり課)

※自殺予防教育プログラム:

文部科学省に設置された「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、平成21年(2009年)に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルが、また平成26年(2014年)に「子供に伝えたい自殺予防-学校における自殺予防教育導入の手引-」が作成された。

## 基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

### 施策(1) 子ども・若者の自殺対策を推進する(【重点施策5】)

自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増減が大きい傾向にあり、また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、大きな課題であると言えます。

若年層の自殺対策について、子どもや若者が自殺に追い込まれることのないように、子どもの自殺対策緊急強化プラン\*を踏まえ、関係機関が連携し、きめ細かな取組を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や不安定な社会経済情勢において顕在化した女性特有の課題\*を踏まえた取組の推進が必要です。

\*女性の自殺の背景として、経済生活問題、DV被害、育児の悩みなど自殺の要因となりかねない様々な問題が新型コロナウイルス感染症の影響下において深刻化し、自殺者数の増加に影響を与えている可能性が指摘されている。(抜粋 令和3年(2021年)版 厚生労働白書p68)

#### 【主な取組】

##### ①教職員に対する普及啓発、研修の実施

○こころの病気やストレスへの対処法などの自殺予防や、関係機関と連携した支援を実施します。(学務課、学校教育推進課、教職員課、教育センター)

##### ②学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備

○いじめや友人関係等の悩みのある子どもたちが安心して相談できるようにスクールソーシャルワーカー等の配置を行い、相談体制の充実を図ります。(学校教育推進課)

○困難やストレスに直面した子どもたちが、友達や身近な大人に助けを求めることができるように、SOSの出し方教育の実施に向けた環境づくりに努めます。(学校教育推進課)

○子どもからSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築します。(学校教育推進課)

※子どもの自殺対策緊急強化プラン:

令和5年(2023年)6月に「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図るためとりまとめられたプラン。

### ③学校等関係機関と連携した自殺対策

- 子ども・若者に関わる関係機関と、若者の自殺の状況や課題を共有するなど、関係機関と連携した自殺対策を実施します。(こども政策課、保育幼稚園事業課、学童保育課、社会教育振興課)

### ④若年層への相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信

- 若者のこころの特徴についての理解を深め、必要な支援のスキル向上を図ります。(健康づくり課、こども政策課)
- 支援を必要としている人が、適切な支援情報を得ることができるように、様々なコミュニケーションツール等を活用した情報発信に努めます。(市民生活相談課、人権・男女共生課、福祉総合相談課、障害福祉課、長寿介護課、こども政策課、子育て支援課、発達支援課、保育幼稚園総務課)

### ⑤若者に対する就労支援

- 関係機関と連携し、若年無業者等の職業的自立を継続的・包括的に支援します。(人権・男女共生課、福祉総合相談課、商工労政課)

### ⑥女性への相談支援

- メンタルヘルスに不調がある妊産婦や、思いがけない妊娠に悩む人に対し、産前・産後を通じた相談体制の充実を図ります。(人権・男女共生課、子育て支援課)
- 配偶者等からの暴力の相談体制の充実を図ります。(人権・男女共生課)

**基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる****施策(1) 地域レベルの実践的な取組を推進する(【重点施策6】)**

厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」や、いのち支える自殺対策推進センターから提供される「地域自殺対策政策パッケージ」や「地域自殺実態プロファイル」等の調査・分析結果に基づき、自殺対策の実践的な取組を推進します。

**【主な取組】****①地域におけるネットワーク構築**

- 各機関の調査・分析結果を基に、地域の実情に応じた様々な分野のネットワークや関係機関・団体等との連携と協力により、自殺対策の推進を図ります。(健康づくり課)

**②地区保健福祉センターからの情報提供**

- 地域の専門相談支援機関に対して、市の自殺の状況・課題等の共有を図ります。(地域福祉課、福祉総合相談課、健康づくり課)

**施策(2) 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す(【重点施策7】)**

市民一人ひとりが、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であることについて理解し、身近にいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、見守ることができるように、自殺対策に関する普及啓発を推進します。

**【主な取組】****①自殺に関する正しい知識の普及啓発**

- 市広報誌やホームページ等を活用して、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及啓発を行います。(健康づくり課)
- 自殺報道に影響されるウェルテル効果<sup>※</sup>や、惨事報道のこころの健康への影響について市ホームページ等により正しい知識の普及啓発を行います。(健康づくり課)

**②精神疾患等に関する理解の促進**

- うつ病等の早期発見・早期対応のため、市広報誌やホームページ等により、精神疾

※ウェルテル効果：  
マスコミの自殺報道に影響されて自殺が増える事象のこと。

- 患に関する正しい知識の普及啓発を行います。(健康づくり課)
- 依存症等について正しい理解の促進を図ります。(健康づくり課)

### ③自殺予防週間と自殺対策強化月間における普及啓発の強化

- 市広報誌やホームページ等により、自殺予防に関する啓発や相談窓口等についての周知を重点的に実施します。(健康づくり課)
- 自殺対策の重要性に関する理解と関心が深まるように、自殺対策ネットワーク連絡会関係機関・団体等に対して、各種相談支援及び啓発事業等の周知を図ります。(健康づくり課)

**基本目標 6 持続可能な社会保障を推進する****施策(1)精神保健医療サービスを推進する(【重点施策8】)**

自殺の危険性の高い人の早期把握に努め、必要に応じて精神科医療につなげ、背景にある様々な問題に対して支援できるように、関係機関等の連携を深めるとともに、必要な相談支援等の取組を推進します。

**【主な取組】****①精神疾患等によるハイリスク対策**

○精神疾患等により自殺の危険性が高い人に対し、保健所や医療機関等との連携強化を図ります。(福祉総合相談課、健康づくり課)

**②精神科医療情報の周知**

○医療機関の情報について周知を図ります。(健康づくり課、長寿介護課)

**③地域におけるネットワーク構築**

○精神保健福祉相談員\*等を配置し、相談支援体制の充実を図ります。(福祉総合相談課、健康づくり課)

○精神保健の課題がある人が、適切な支援につながるように相談支援体制との連携に努めます。(福祉総合相談課、健康づくり課)

※精神保健福祉相談員：  
精神保健福祉士、指定の講習会を修了した保健師やそれに準ずる知識及び技術を有する者等の要件に合致する者。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に規定。